

入札契約制度にかかる入札監視委員会指摘事項

平成20年度第2回北海道入札監視委員会（平成20年10月22日開催）

以下の事項について、今回の委員会議論を踏まえ、見直し案又は対応策を検討し、次回委員会までに報告すること。

北海道入札監視委員会委員長 浅水 正

記

1 特定建設工事共同企業体の活用について

- ・ 対象工事等の具体的基準等について、全庁統一的な指針を策定し厳格な運用に努めること。
- ・ 建設工事共同企業体運用基準に規定する入札参加資格を遵守し、地域要件等の資格要件は設定しないこと。

2 単体企業との混合入札について

- ・ 共同企業体を活用する工事入札において、単体企業との混合入札を原則とするよう必要な規定等の整備を行うこと。

3 共同企業体の結成回数（登録のあり方）について

- ・ 共同企業体の結成は、資格の種類ごとに各発注機関1回に限定すること。
- ・ 「一の企業が共同企業体と単体企業との同時登録することを認めない」とする国の適正化方針に則した取扱いについて引き続き検討すること。

4 入札手続きの透明化について

- ・ 入札契約手続きにかかるマニュアル等を策定し、意思決定の過程や作成資料等について、全庁統一的な取扱いとすること。
- ・ 指名選考委員会等の入札契約手続きに関する各種の委員会を支庁内で一本化すること。

5 地域要件の設定について

- ・ 大規模な工事においては、より適正な競争を確保するため、現状「支庁管内」「土木現業所管内」としている入札参加資格の緩和について検討すること。

6 指名停止業者の入札参加について

- ・ 今回の委員会議論を踏まえ、「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」等の具体的な見直し案を検討すること。

7 指名停止期間の短縮について

- ・ 「資格者について情状酌量すべき特別の事情」の解釈を含め、今回の委員会議論を踏まえて対応策を検討すること。